

会 議 録

会 議 の 名 称	小金井市環境審議会（平成22年度第1回）
事 務 局	環境部環境政策課環境係
開 催 日 時	平成22年5月24日(月) 午前10時00分～正午
開 催 場 所	市役所本庁舎第一会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0名
会 議 次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 前回の審議会の会議録の確認について (2) その他 3 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 小金井市地球温暖化対策地域推進計画について (2) 環境配慮型住宅活用計画について (3) 水質監視測定および湧水調査について (4) 大気質調査について (5) その他 4 その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発言内容・発言者名 (主な発言要旨等)	別紙のとおり
提 出 資 料	資料は、情報公開コーナー、図書館、議会図書室にある議事録に添付してあります。
そ の 他	

平成22年度第1回 小金井市環境審議会 議 事 録

日 時： 平成22年5月24日（月）10:00～12:00

会 場： 小金井市役所本庁舎第一会議室

■ 出席者

(委 員)	原 剛	会長	矢間 秀次郎	副会長
	瀧本 広子	委員	田辺 恵	委員
	海老原千鶴子	委員	當麻 美智子	委員
	山田 昌弘	委員	中川 清栄	委員
	鈴木 薫	委員		
(欠席者)	南 道子	委員		
(事務局)	環境部	深澤部長	環境政策課	石原課長
	環境係	町田係長	環境係	立川主任
	環境係	吉崎副主査	環境係	荻原主事
	環境係	板本		
(傍聴者)	なし			

■ 審議会次第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 前回の審議会の会議録の確認について
 - (2) その他
- 3 報告事項
 - (1) 小金井市地球温暖化対策地域推進計画について
 - (2) 環境配慮型住宅活用計画について
 - (3) 水質監視測定および湧水調査について
 - (4) 大気質調査について
 - (5) その他
- 4 その他

■ 審議経過（議事録）

- 1 開会

原 会 長： それでは開会します。
今回は任期中で最後の審議会になります。
事務局人事の変更もあるようですので、事務局からお願いします。

石 原 課 長： はい。
環境部長に、深澤が着任しまして、環境係長に町田が着任しました。よ

ろしくお願いします。

2 議題

(1) 前回の審議会の会議録の確認について

原 会 長： 前回の会議録の確認ですが、事務局のほうからお願いします。

石 原 課 長： 大変申し訳ありませんが、前回の会議録の作成が本日まで間に合いませんでした。速やかに作成を終えて、皆様にお配りしたいと思いますので、ご確認をお願いしたいと思います。

原 会 長： はい、わかりました。お願いします。

(2) その他

原 会 長： その他は何かありますか。

石 原 課 長： 特にありません。

3 報告事項

(1) 小金井市地球温暖化対策地域推進計画について

原 会 長： それでは、報告事項について、事務局からお願いします。

荻 原 主 事： 小金井市地球温暖化対策地域推進計画について説明を行った。(説明内容省略)

原 会 長： 何か質問はありますか。

助成金というのは、何がどうなっているのですか。

吉 崎 副主査： 雨水貯留施設については、従前どおり本体購入価格の二分の一で、上限が3万円までとなっています。

今年度から始まった、太陽光発電システムについては、出力で1キロワットあたりを3万円として、上限を10万円としています。高効率給湯器については、1件につき3万円、燃料電池については、1件につき5万円となっています。

原 会 長： このほかに、国と東京都の分もあるのですか。

吉 崎 副主査： はい。今のは、小金井市だけのものです。

原 会 長： たとえば太陽光発電などは、国と東京都と小金井市を重ねると、大体どれくらいの額になるのですか。

石 原 課 長： それぞれ要件等がありますが、1キロワットあたりで20万円くらいになると思います。

今までですと、太陽光発電は、3キロワットであると、購入設置費が250万円くらいかかるということなので、電力会社の買取制度などを合わせて使っていただいて、少しでも負担を減らしていただければと思います。

原 会 長： 今はすごい勢いですね。

私は7～8年前につけましたが、当時で250万円くらいかかりまして、補助金が14万円でした。電力会社への売価が1キロワットにつき24円でした。

今は、お話のように補助金も増えて、売価も倍の48円になっています。

真夏だと月間で、7～8千円分くらい売ることになりますから、少し市場ペースに近づいたということでしょうか。当時は10年間かかっても、そういう意味ではコストがとれませんでした、それはそれでいいでしょうということでした。最近では電気屋さんが、それで商売するということが軒並み広告が入ってきていますね。随分変わったなという感じです。

価格というのは、そういう政治、行政の政策次第でどうにでもなるのですね。石油価格の高い、安い、の話ではないのですね。そういうことを太陽光システムが徐々に明らかにしつつあると思えるのですが。

小金井市以外にも他の市町村でやっているのですか。

吉崎副主査： 他市のほうが、早くやり始めました。

原会長： そうですか。

それから、14ページに色々な部門が関わってくるという一覧表がありますが、これは、今のところ強制規定があるわけではないので、たとえば、許認可とリンクするということはありませんか。市の許認可事務とCO2削減の目標と繋がる方法が出てくる可能性はあるのですか。

石原課長： 区部の先進的なところは、建築行政などでの許認可で、一定程度の温室効果ガスの削減の計画がなければ、その建築計画を認可しないというようなことをやっているようですが、小金井市の場合、建築行政は受け持っていないということで、それぞれの事業者の方へのお願いにとどまるという形です。

原会長： 市民社会にとって大きな意味をもつのは、こういうものが出てくると、何かをするときに許可、認可を出してもらえないと困るということなのです。徐々に許認可とリンクしてきていますね。東京都の都条例などはそういったことが前面に出てきています。建物の面積によって、義務付けたりしています。大きく変わってきていますね。

温暖化というのは、市民一人ひとりが試みている努力が全体にどう繋がるのか、行政がリーダーシップをとり明示していくことが重要になってきますね。

他には何かありますか。

(2) 環境配慮型住宅活用計画について

原会長： では、次に入ります。事務局からお願いします。

石原課長： 環境配慮型住宅活用計画の概要の説明を行った。(説明内容省略)

原会長： エクセルギーとは、どういう意味なのでしょう。

石原課長： エネルギーという言葉に対峙する言葉で、本来、物理学の用語らしく、波動というか、エネルギーの広がりみたいなものを指す言葉だそうです。

エクセルギーハウスは、雨水を壁などを通して、壁や屋根や床から冷気や暖気が人に近寄ってくるということで、それほど人の身体に負荷がなく、快適性が得られるという、そういうコンセプトです。

原会長： なるほど、そうですか。

とてもいいアイデアですから、もう少し気の利いた表現はないですかね。学者的な言葉ですよ。

先ほどの高効率給湯器なども、今とてもPRしてひろがりつつありますが、こういった逆のいき方というのも、行政としては公平性があるといいですね。

どうしても外来型の政策ですから、横文字がぞろぞろと出てきてしまいますね。

矢間 副会長： 横文字を使わなくても、元々の日本の伝統的な軸組工法に基づく木造住宅は、江戸時代以降、庶民の技術として確立されているのですね。

これは、やはり産業上の景気浮揚策のために、地球温暖化を奇貨としてやっていると思うのです。

こういった、エコ技術を使わなくても、日本の伝統技術の中にすでに組み込まれている技術ですね。

原 会 長： 確かに、すごいアイデアと技術をもってやってきたのは事実ですね。これからはやはり、日本が世界に先駆けてやるということですね。

それに、美しいものを作る才能は抜群ですから、日本のやり方はきれいですよ。

だんだんこういうものが、関心をひいてくるのでしょうかね。

矢間 副会長： 問題は、やはりコストですね。

原 会 長： そうですね。やはり通常のもの比べると高いのでしょうか、どうなのですか。

石原 課 長： そうですね。壁や屋根や床などの造りは、従来の住宅よりも多く出回っていない分コストはかかりますが、従来の住宅が冷暖房設備などを入れたりする分で、最終的な価格で比べると、そう変わりはないようです。

原 会 長： そうですか。ランニングコストがかからないわけですね。随分とかわってききましたね。

こういうものを建てようとしたときには、市に相談できますか。

石原 課 長： この住宅が建ち上がったときには、そういったリフォームなどの相談もできるような住宅として活用したいと考えています。

原 会 長： そうですね。知っていてもなかなか見えない部分もありますので、行政が関与して情報を通してくれれば、市民は安心できますね。

他に何かありますか。無いようでしたら、先に進みたいと思います。

(3) 水質監視測定および湧水調査について

原 会 長： では、事務局からお願いします。

吉崎 副主査： 平成21年度水質監視測定及び湧水調査報告書について説明を行った。
(説明内容省略)

原 会 長： 井戸水で、テトラクロロエチレンが超過しているところがあるのですね。

矢間 副会長： 有機溶剤系ですから、元工場跡地などの工業に関する歴史など、過去50年くらいさかのぼって分析しないとイケません。それから、水みちとい

うか、地下水の流れの方向なども特定していかなければなりませんね。ですから、今のお話のように、隣接市町村との連携の中で原因を探り、また今後どのように拡散していくのかという予測についても、一定の追跡調査ということもなさるのでしょうか。

吉崎 副主査： 小平市と調整するようになります。

矢間 副会長： そうですね。東京都の技術的な支援も得ながらやっていくということが大事ですね。なぜかという、我々の飲み水の50%以上は地下水であるという現実の前に、やはり慎重でなくてはいけないということではないでしょうか。

地下水の水をいくつも集めるようにしているのですが、どの層から水が出ているのかを特定するのは難しいのですね。

石原 課長： この観測している井戸は、ほとんど、市民のかたが過去に使っていた浅井戸で、飲み水になるような深いところの水の井戸は、水道局のほうに調査をお任せしています。

ですから、井戸の水位が浅いということで、そういった工業系の化学物質の影響も受け易いということがあるのかと思います。

矢間 副会長： 一番懸念されるのは、不法投棄なのですね。昔の古井戸とか、吸い込み式の下水の跡などに、最終処分業者が手を抜いて捨ててしまうということです。これは犯罪行為ですから、証拠をきちんと掴むためにも、地域住民が、自分たちの飲み水の安全性を確保するために、こういう情報を公開することによって、関心を高めていくことが大事ですね。

原 会 長： そうですね。

地下水の利用率は50%くらいですか。

矢間 副会長： 季節によって違うと思いますが、50%くらいですよ。

原 会 長： そうですか。すごいですね。

矢間 副会長： ええ、それだけで、小金井の魅力がぐんと上がりますね。水道局のご努力もありますね。

立川 主任： 地下水が60%くらいですね。あと、荒川系の水が40%です。20本の井戸で汲み上げています。

原 会 長： かなり深いのですか。

矢間 副会長： 深いのと浅いのと色々ありますね。

原 会 長： 一番深いのは何メートルくらいですか。

立川 主任： 300メートルです。一番浅いので100メートルですね。

原 会 長： 近隣の市はどうなのでしょう。

立川 主任： 昭島市は100%ですね。調布市が小金井市と同じくらいだと思います。私が住んでいる東大和市は0%です。

矢間 副会長： そうですか。

立川 主任： 浅井戸に関しては、さきほどの、テトラクロロエチレンが出ている井戸ですが、過去に小平市境に工場があったという経過があります。

深井戸に関しては、無いということです。

矢間 副会長： 府中では、深井戸からも出ていますね。300メートル、210メートルくらいから出ています。東芝が認めましたよね。洗浄剤ですね。クリーニング業者やガソリンスタンドも同じような溶剤系を使います。

原 会 長： これは発ガン性でしたか。

矢間 副会長： はい、やはり指摘されています。

立川 主任： 飲料水だと、30から50項目くらいの調査がありますが、ここにお示ししているのは、3から5項目くらいです。

矢間 副会長： 水道法だと56項目になっていますね。それくらいチェックしないと水道として給水できない仕組みになっています。

原 会 長： そうすると、小金井市は60%が地下水というのは自前というか、自己水源のようなものですね。でも、まわりの水を引いているような所もありますか。

矢間 副会長： それから、特定の井戸から、特定の地域には持っていないようにしています。3本4本の井戸から集めて、ミックスして給水する仕組みになっています。なぜなら、ある1本の井戸に毒を入れられたら、その水を飲んでいる地域に奇病が発生するなどの危険性がありますね。現に、全国的にそういった問題が起こっています。

原 会 長： 小金井市は、水を象徴的な環境指標として持っているということは、環境行政として、例外的でとてもいいと思いますね。具体的でもありますね。

立川 主任： 地盤沈下の可能性などもありますし、地下水保全会議の先生方も、降った雨を極力地下に浸透させるということをおっしゃいます。

今飲んでいる水は、30年前の水であろうということで、今降っている雨は30年後の飲み水になるものだから、大切にしていこうということなのです。

矢間 副会長： 100メートルくらいですと大体それくらいですね。粘土層が二つあって、その粘土も厚いのですね。その粘土を水が通っていくには、何十年もかかります。地下300メートルというと、それこそ300年前の化石水でしょう。ものすごく貴重な水ですね。

原 会 長： なるほど。そういう循環を我々は、免れないという感じですね。

矢間 副会長： そういう意味では、このデータは貴重なデータだし、ここまで市民に問いかけている姿勢がいいと思いますね。

原 会 長： そうですね。ぜひ、いっそうの情報公開に努めてください。

(4) 大気質調査について

原 会 長： では、次に入ります。

事務局からお願いします。

荻原 主 事： 大気質調査報告書（ダイオキシン類）について説明を行った。（説明内容省略）

原 会 長： TEQというのは、単位は何でしたか。

荻原 主 事： ピコグラムというのは、一兆分の一グラムのことで、TEQというのは、

毒性の強いものに換算して出している値です。

原 会 長： そうすると、この数値はどう読めばいいのですか。

荻 原 主 事： 環境基準に比べて、ダイオキシン類はかなり低い値になっています。

原 会 長： これは、どこから発生してくるのですか。

荻 原 主 事： ダイオキシンなので、プラスチックなどを燃焼させたときです。

矢 間 副会長： 今、二枚橋の焼却場が止まっていますね。ですから、煙突から24時間煙が出ていたときの10年間の平均と比べてみるという視点も大事ですが、やっていませんね。ですから、この2年ほどは二枚橋焼却場が稼働していないので、こういうデータが出たのだらうと私は見えています。

原 会 長： 出るのは焼却場のまわりですか。

矢 間 副会長： そうですね。あとは、発電所ですね。

原 会 長： 発電所はどうして出るのですか。

矢 間 副会長： 燃料に、色々使っていますから。

原 会 長： 自然界にもあるのですか。

荻 原 主 事： 基本的にはありません。

矢 間 副会長： 枯葉剤でも問題になりましたが、農業用の農薬散布ですね。小金井では空中散布はしませんが、地方によっては空中散布があって、ダイオキシンとの関係も指摘されています。

原 会 長： 製品そのものには入っていると思わなくても、副産品であとから出てしまうのですね。ことごとくその失敗を繰り返してきたのですね。

矢 間 副会長： やはりケミカルの世界というのは、企業秘密が多いのですね。ある物質とある物質を力で圧縮したり、固めたり、変形させる過程で発生する場合があります。したがって、ごみの中間処理場などもそうですね。杉並問題など、裁判になっています。

原 会 長： そうですか。

田 辺 委 員： 先ほどの、副会長のお話で、二枚橋が稼働中のときとの比というのがありました。10ページの資料を見ると平成10年度からの数値が出ていて、あまり大きな変化がないように思うのですが、これは違うのでしょうか。

矢 間 副会長： これは、本町だけです。焼却場近くの東町、中町、関野町ではぐんと差が出てくるはず。風向きがまったく違いますから。

なにせ、16メートルにわたるはけの崖線があるために、あれだけの煙突でも、事実上二階建ての屋根と変わらないのです。そこへもってきて、調布飛行場の航空法による制約がありまして、あれ以上煙突を高く上げることが出来ないという、二重の大きな枠組みの中であそこに建ったという歴史的いきさつがあります。

ですから、ここに本町だけを持ってきているというのは、意図的ではないでしょうけれど、そういうものがあるということを含んでおいたほうがいいというのが、データの読み方ではないでしょうか。

原 会 長： 重要なお指摘がありました。いかがでしょうか。

鈴木委員：法律で、工場自体が煙突のところで調べるということが義務付けられているので、かなり基準を下回ったデータになっていると思います。

原会長：排出源ではということですね。

鈴木委員：はい。

原会長：しかし、基本的には出してはいけないものなのですよ。

矢間副会長：今までは、煙突で調べるといっても、事前に何月何日に調べるという予告があるので、調整して燃やすのです。これが日本の現実です。それをいつまでも許してきたところに、環境問題の大きな影の部分があると考えて、もう少し本気で人間の尊厳というものを守っていくような、清掃事業のあり方というものを、小金井市が率先して考えていく時代になったということでしょう。

二枚橋の建替え問題も、そういったヒューマンなアプローチが出来るような施策を前面に出すような時代が来ていると、あらためて付け加えておきたいと思います。

原会長：重要な問題は、小金井市のような自治体を含めて東京都が日本の環境政策を作ってきましたね。東京都の研究所、行政、自治体が、日本の環境行政をリードしてきたと申し上げていいでしょう。

一連のご説明があったというのは、とても大きな意味で前進が見られるということでしょう。確実に前に行っているということで、評価に値する部分だろうと思います。

ダイオキシンのほうはこういうことですが、もうひとつの大気質調査報告書のほうはどうですか。

荻原主事：大気質調査報告書について説明を行った。(説明内容省略)

原会長：なかなか数字だけ示されてもわかりにくいだろうと思いますが、窒素酸化物は、物を燃やしたときに出てくる物質で、これは、人間の呼吸器系の肺などにいたずらをするということで、法律上強制的に規制が行われています。

もうひとつの浮遊粒子状物質というのは、粒径が非常に小さいものですから空気中に漂っていると、呼吸と一緒に肺の細胞の中にまで入ってってしまうのです。これも呼吸器系の病気の元になるということで、いずれも基準があって、強制的に規制をしているのです。

硫黄酸化物はもう測定しなくてもいい段階にあるということではないのですか。それとも、何か制度上やらなくていいということになっているのですか。

荻原主事：硫黄酸化物につきましては、東京都のほうで測定をしています。

鈴木委員：工場そのものがあまりありませんし、今日本では、工場そのものの値もすごく低くなっていますね。

原会長：日本は半世紀をかけて下げてきたのです。今、中国などはすごいもので、40年前の日本の状態ですね。

それから、この浮遊粒子状物質は今、粒径の小さいものをどうするかが

問題になっていますが、その関連で、このデータはどの程度のものを意味しているのですか。

荻原主事： 粒径が10マイクロメートル以下のものです。しかし、最近問題となっているのは2.5マイクロメートル以下のもので、さらに粒径が細かいものを測定していかななくてはいけないという動きになっています。技術的なものや費用のことなどもあって、まだそこまでは市のほうもやっていませんが、今後は全体的にその方向でいくようになると思います。

矢間副会長： 最後のページに解説が載っていますね。人体への影響についても書かれています。それで今、一番大きな問題になっているのが、天然ガスがそれの元凶であるということが科学的に立証されまして、石炭から重油、重油から天然ガスに転換してきたことはいいのですが、天然ガスが大きな発生源だとなつてきました。

ですから、完璧な立証がなされないままにエネルギー政策を転換して行って、後で追認的に問題が顕在化していくという、これはずっと繰り返されてきたことなのですが。

先日も川崎の天然ガス発電所を見てきましたが、そういうことは施工者も当初考えた以上に深刻な問題としています。どうしてかということ、エネルギー効率やコストの関係で、皆が一斉に天然ガスに転換していくからです。ですから、今後の新しい問題としてご指摘のとおりです。

原会長： 進歩に思えたことには必ずそういった逆現象が起こってくるのですね。どうしたらいいかということになると、根源的に問題の構造を変えていかざるを得ないということになるでしょう。

そういうことが徐々に見えてきたという時代にきているということで、今は大転換期と言っていいでしょうね。そこのところを見抜いていった企業の経営者や行政が勝っているという、そういう時代になってきたのでしょう。

矢間副会長： 言葉をかえれば、過剰にこれでもかと追求しないで、慎ましく生きていくということが我々庶民の基本的スタイル、スローライフですね。そういう、人生そのもののスタイルを変えていくと考えると、環境問題は解決しないと思います。

原会長： そうですね。我々の内側に、もうすでにそのような気付きがあると思います。それを自らどのように納得して実践できるかということだと思います。

(5) その他

原会長： それでは、もうひとつの報告ですね。よろしくお願ひします。

荻原主事： 小金井市交通量実態調査報告書について説明を行った。(説明内容省略)

原会長： これは、どのような測り方をしているのですか。たとえば、道路から何メートル入ったところからなど。

荻原主事： 民地と歩道の敷地境界のところを測っています。

原 会 長： 最近は、歩道も広くなって舗装も良くなっているので、むしろ生活道路と称せられるところに、どんどんと車が入ってきているので、そのあたりから苦情が多いのではないですか。どうでしょう。

矢 間 副会長： 小金井の場合は比較的少ないのではないのでしょうか。

原 会 長： そうですか。立川は多いので問題になっています。強制的にコーンを打ち込んで、道幅を狭くしたりしていますね。

これは都道だけを対象にしているのですね。

荻 原 主 事： そうですね。やはり大きい道路のほうが、交通量が多いので、そういったところを対象にしています。

原 会 長： 市民の暮らしの面から考えて、行政のほうから何かコメントするべきことはありませんか。

石 原 課 長： 経年的に見ますと、昔は環境基準を超えているところが散見されましたが、やはり舗装技術などの向上によるものだと思われませんが、現在は改善されていると思います。

原 会 長： そうですね。車のハードも、タイヤをはじめ随分と変わってきていますからね。

矢 間 副会長： それに、若者が大幅に減ったということもありますよ。マフラーを改造して大きい音を競い合ったり、走り回ったりする若者たちが減ってきたというのが、大きいと思います。

ですから、警視庁の努力だと言わないで、この五日市街道の夜間の部分的に基準を超えたところも、今後警察ともよく話し合っ、交通規制等も含めて、安眠を妨害しないような環境倫理のあり方というものを、市民レベルの共通した願いとして、達成していくためのモデルとして、この地点での抜き打ち調査などをやって欲しいと思います。

原 会 長： 五日市街道は、玉川上水沿いのかなり狭くなったところがありますが、あのあたりで問題が起こるのでしょうか。

荻 原 主 事： 五日市街道の測定地点は、江戸東京たても園に入るところの交番の前で測っています。

原 会 長： そうですか。

全体を通して、他に何かありますか。

海老原 委 員： よろしいですか。

先ほど、温暖化に対する住宅のお話がありましたが、今度、西友の裏にかなり大きな建物が建つということなのですが、市のほうから温暖化対策という点での建築に対して指導はしているのですか。

石 原 課 長： 先ほどの話の中で、建築行政は行っていないという話をしましたが、家を建てるときでも、建築確認というのが必要になりますので、建築行政を行っているところは、必ず温暖化対策なり何なりの義務付けを履行しないと建ててはいけないというところまで言えるのですが、小金井市の場合は、建築確認の前段階で、宅地開発等審査会というものがあまして、その中で同意をしたものについて、建築確認に行くという流れがあります。

一戸建ての家からすべてということではないのですが、一定規模以上の開発や、高層の建物を建てるなど、小金井市が同意をした後に建築確認の申請をするということになります。

宅地開発等審査会の中で、環境配慮基準というものをまちづくり条例に付随して定めていますので、事業者のかたには、開発にあたってどういった環境配慮を行うのかという、環境配慮計画書というものを提出していただきます。それを確実に実行していただくということを踏まえた上で、開発の同意を出しています。

すでに西友の裏の開発については、宅地開発等審査会は終了してしまっていて、その中でも、こちらが基準として示しているものに対しては、履行するという環境配慮計画をいただいていますので、同意をする方向です。ですから、東京都のほうに建築確認の申請をしていくことになると思います。

原 会 長： つまり、指導要綱みたいなものがあって、それにあったものということで、守らせるということで、それは、合意ができているということですね。これは戸建てですか。

鈴 木 委 員： マンションですね。

床面積が1万平米以上ですと、東京都の条例にかかってきます。建築物環境計画書制度というものがあって、一定の評価をするようになっていて、その結果で、ラベリング制度の星印をチラシに載せなくてはいけないのですね。そういった義務付けがあります。

原 会 長： その建物は対象なのですか。

海老原 委 員： 地上45メートルで14階建てだそうです。

鈴 木 委 員： それなら、対象になっていますね。

原 会 長： 建築確認は東京都がやるのですか。

石 原 課 長： 小金井市の場合は戸建てからすべてそうです。

海老原 委 員： それから、上に大きいビルやマンションを建てる時は、下を掘るので、湧水の水源が絶たれると聞いたのですが、そういうことはないのでしょうか。

石 原 課 長： 小金井市の場合、地下水及び湧水を保全する条例というものがあります。湧水の流れを阻害しないようにということは、地下水保全会議のほうから言われていまして、そういった開発にあたっては、開発指導要綱にはないのですが、どれくらい地下を掘るのかとか、杭をどういった形状で打つかといった図面の提出をお願いしています。そういった中で、崖線などの湧水が出ている地点に直接影響を与えそうな場所の開発で、深い杭を打つような場合には、地下水影響工事の届けを出していただくように制度化していますが、こちらから、具体的に杭を短くしてくださいと言っても、建物の安全性にかかわったりしてしまうので、なるべく影響を与えないような工法を採用してくださいといったお願いの文書を出して、地下水への影響をなるべく少なくしていただくようにしています。

原 会 長： 先ほどの鈴木委員のお話ですが、そのようなマンションのときは、この

ようにして作ったという説明がないといけないのですね。

鈴木委員：　そうですね。項目ごとに、省エネですとか、CO₂ も入ってきていると思います。あとは、緑の関係やリサイクル材などで、星印でランク付けして評価したものを表示しなくてはいけないということです。

買う人はそういったものを見て、判断できるという制度です。

原会長：　東京都は相当踏み込んでやっていますね。洗濯機やエアコンにも、消費電力を示さないといけませんよね。強制的にやっているということで、効いていますよね。

他には何かありますか。

山田委員：　水質監視測定及び湧水調査報告書で、最後のページに、貫井神社の水生物でサワガニがいるということで写真が載っていますが、生物多様性ということで考えたときに、自分の住んでいるまちでサワガニが観察できるということは、とても地域に対して誇りに思うことであり、貴重なことであると思いますが、こういった情報の出し方というものを気をつけないと、大勢が観察するということで乱獲されてしまうと、あっという間に見られなくなってしまうということもあろうかと思しますので、情報の出し方は、配慮がいるかと思えます。

それから、自宅の話で恐縮なのですが、リフォームの話が出たときに、太陽光発電の話もあったのですが、お金もかかるのでやりませんでした。考えようによっては、雨水タンクなどもそうですが、こちらが努力をしなければ、努力といえますか、意識をしなくても知らないうちに発電したり、雨水を利用できたりと貢献できるものであるのですね。ただ、先ほど原会長がおっしゃったように、初期投資の点でだいぶお金がかかるということでやめてしまいました。

原会長：　そうですね。お話のとおり、4、5年前に比べるとだいぶ進歩していますが、個人的にやろうとするとコストがかかりますね。

資本主義、市場経済という建て前をとっている以上は、市場経済の中で事を転がしていかざるを得ないという、世の中の約束事がある、しかしそれを放っておくと必ずまた、一方で環境破壊に繋がってしまうわけで、それにどうブレーキをかけるかというのが、政治や行政の役割ですね。

それが、制度として色々見違えるものが出始めましたが、今のお話のように、個人的に実践しようとする、まだそれは手が届く状態になってはいないということです。

たとえばそういう議論を政府の審議会でも試み、答申をだす。技術も進歩し、新しい製品が量産されますから値段が下がります、という筋の話がひとつ。たとえばそういう場合には、それは環境にいい商品だから税金を免除して安くしようといった、今の段階はそういう議論ですね。

文明転換みたいなすごく大きな課題なのですね。意識があってもなかなか現場に普及しにくい。出来るところからやってみるということなのですね。現状はそうだろうと思います。

3年から5年くらいで状況は大きく変わってくるだろうと思います。

4 その他

原 会 長： 他には何かありますか。
なければこれで閉会します。